

『みのりある学校生活のために』

すべての生徒が楽しく、充実した学校生活を送るために、ルールとマナーを守りましょう。

〈登校および下校について〉

- ・時間に余裕を持って登校しましょう。
- ・授業終了後、すみやかに下校しましょう。
- ・教職員及び学校長の許可を受けた者以外の校内立ち入りは禁止です。友人であっても他校生徒や部外者の校内立ち入りは禁止です。

〈通学について〉

- ・公共交通機関を利用せず、自転車及び単車通学が必要な場合は、生徒個人票の【自転車通学】のところを読み、了解し、生徒と保護者の署名（単車の場合は運転免許証確認のための提示）をお願いします。
- ・通学に使用する自転車・単車へ学校が発行する登録車両ステッカーを貼付し、保険に必ず加入し、安全運転を常に心がけて通学してください。登録ステッカーのない車両での通学は禁止です。
- ・自動車（四輪車両）での通学を禁止します。
- ・校門で自転車及び単車を（エンジンを切り）降り、校内を押して移動し、駐輪場に駐輪してください。
- ・交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転を心がけてください。万一通学時に交通事故に遭ったり、交通違反をした時は、学校へ連絡してください。
- ・校内に駐輪している車両（自転車・単車）の破損、盗難について学校は責任を負いません。

〈校内では〉

- ・学校生活に不必要な物は持ってこないようにしましょう。
- ・私物は、各自で管理してください。
- ・教室・机等は全日制の工芸高校と共用のため、教員の許可なしに私物を校内に置いて帰らないこと。
- ・スマートフォン（通信機能のあるもの）などの使用は、他の生徒の迷惑にならないよう心がけましょう。授業中は電源を OFF にするかマナーモードにしましょう。また、考查中の所持（身につけている：ポケットなどに入れている）は不正行為とみなされます。電源を OFF にし、鞆などに仕舞いましょう。
- ・学校の備品はていねいに取扱い、破損したときは教職員又は事務室に届け出てください。
- ・食堂は、授業時間以外に使用してください。
- ・事件や事故にまき込まれたときは、担任の先生・生活指導課へ連絡してください。

〈特別指導〉

本校教育活動に支障をきたす行為（下記参照）については、特別指導（停学等の懲戒）を行います。

- ・授業を受けずに校内を徘徊する行為や暴力行為
- ・校内設備や備品を故意に（わざと）破損・破壊する行為
- ・教職員の正当な指導に従わない行為
- ・考查中の不正行為（カンニング、スマートフォンなど通信機能のある機器の考查中の所持などは不正行為と見なされます）
- ・喫煙ならびに飲酒
- ・学校が安全で安心な学びの場であることを脅かすような行為